

常総市立地適正化計画

(1) 誘導施設の定義

<表 A>

都市機能	誘導施設	定義
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含み、かつ病床数20以上のもの
	診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含み、かつ病床数19以下のもの
福祉機能	通所型施設	次のうち、入所を伴わず通所のためのサービスを提供する施設 ・老人福祉法または介護保険法に規定する施設 ・障害者総合支援法第5条に規定する「障害サービス事業」を行う施設 ・児童福祉法第7条に規定する「児童福祉施設」
	入所型施設	次のうち、入所を伴うサービスを提供する施設 ・老人福祉法または介護保険法に規定する施設 ・障害者総合支援法第5条に規定する「障害サービス事業」を行う施設 ・児童福祉法第7条に規定する「児童福祉施設」
	保健センター	地域保健法第18条に規定する「市町村保健センター」
	総合福祉センター	地方自治法第244条に規定する「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」として設置される総合福祉センター
子育て機能	幼稚園・認可保育所	学校教育法第1条に規定する「幼稚園」、児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する「認定こども園」、子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する「地域型保育事業所」（第7条第5項に規定する「地域型保育事業」を行う施設）
	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する「地域子育て支援拠点事業」を行う施設
	児童館	児童福祉法第40条に規定する「児童厚生施設」
商業機能	スーパーマーケット	生鮮食品及び日用品の購入ができる、店舗面積1,000㎡以上の食品スーパー
金融機能	銀行	銀行法に規定する銀行、信用金庫法に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法及び協同組合による金融事業に関する法律に規定する信用組合、農業協同組合法に規定する農業協同組合、労働金庫法に規定する労働金庫
	郵便局	郵便法に規定する郵便局
文化機能	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館
	公民館	社会教育法第20条に規定する「公民館」
	生涯学習センター	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する「教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関」として設置される文化センター
	地域交流センター	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する「教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関」として設置される地域交流センター
行政機能	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する「事務所」、地方自治法第155条第1項に規定する「支所」
防災機能	指定避難所 (水害時不適を除く)	災害対策基本法第49条の7に規定する指定避難所のうち水害時不適となるものを除く施設